

三好市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

2020年4月

三好市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三好市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧三野町地域

(1) 現況

本地域は、当市の北東部に位置し、吉野川北岸の平坦地域では、稲作、ナス、ブロッコリー、阿讃山脈南斜面の急傾斜地域では、八朔、柚子、豆類などの栽培が行われている。

平坦地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。山間部の急傾斜地域では、同上の対策に加え、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みも併せて行う必要がある。また、両地域においては、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧井川町地域

(1) 現況

本地域は、当市の東部に位置し、吉野川南岸の平坦地域では稲作、四国山地の急傾斜地域では、茶、柚子などの栽培が行われている。また、山間部の急傾斜地域では、「カヤ」を「コエグロ」と呼ばれる円錐状に積み上げ、乾燥・貯蔵し、肥料や敷料、土壌流出防止のため、すき込みに利用している。

平坦地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。山間部の急傾斜地域では、同上の対策に加え、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組み

みも併せて行う必要がある。また、両地域においては、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧池田町地域

(1) 現況

本地域は、当市の中心となる地域で、吉野川北岸の平坦地域では稲作、阿讃山脈及び四国山地の急傾斜地域では、トマト、果樹類などの栽培が行われている。また、山間部の急傾斜地域では、「カヤ」を「コエグロ」と呼ばれる円錐状に積み上げ、乾燥・貯蔵し、肥料や敷料、土壌流出防止のため、すき込みに利用している。

平坦地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。山間部の急傾斜地域では、同上の対策に加え、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みも併せて行う必要がある。また、両地域においては、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧山城町地域

(1) 現況

本地域は、当市の西部に位置し、ほぼ全域が山間の急傾斜地域で、集落が点在し、日本の原風景ともいえる農村景観が形成されている。傾斜畑を活用し、茶、ぜんまい、柚子などの栽培が行われている。また、「カヤ」を「コエグロ」と呼ばれる円錐状に積み上げ、乾燥・貯蔵し、肥料や敷料、土壌流出防止のため、すき込みに利用している。

しかしながら、本地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みも併せて行う必要がある。また、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲

げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧西祖谷山村地域

(1) 現況

本地域は、当市の南部に位置し、ほぼ全域が山間の急傾斜地域で、集落が点在し、日本の原風景ともいえる農村景観が形成されている。傾斜畑を活用し、茶、イモ類の栽培が行われている。また、「カヤ」を「コエグロ」と呼ばれる円錐状に積み上げ、乾燥・貯蔵し、肥料や敷料、土壌流出防止のため、すき込みに利用している。

しかしながら、本地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みも併せて行う必要がある。また、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧東祖谷山村地域

(1) 現況

本地域は、当市の南東部に位置し、ほぼ全域が山間の急傾斜地域で、集落が点在し、日本の原風景ともいえる農村景観が形成されている。傾斜畑を活用し、そばなどの雑穀類、イモ類の栽培が行われている。また、「カヤ」を「コエグロ」と呼ばれる円錐状に積み上げ、乾燥・貯蔵し、肥料や敷料、土壌流出防止のため、すき込みに利用している。

しかしながら、本地域では、高齢化等による集落機能の低下から、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理が十分とは言えず、今後更なる遊休農地の発生が懸念されるため、これらの対策を講じることが必要である。平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みも併せて行う必要がある。また、地球温暖化防止や生物多様性保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧三野町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧井川町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧池田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧山城町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	旧西祖谷山村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	旧東祖谷山村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し、市が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3号第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1 h a の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

三好市全域（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ハ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1）協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

2）集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3）対象者

認定農業者に準ずる者とは、三好市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本

的な構想」に定められた者など地域の実情に合わせて三好市長が認定する者とする。

4) その他必要な事項

ア 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業、又はこれに準ずる事業を通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

イ 自然災害を受けている農用地については、協定期間終了時までには復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。